

こんなお店を



- 無許可営業
- 名義貸し
- 未成年者・年少者に対する禁止行為

- 騒音等迷惑行為
- 客引き行為

ご存じありませんか?

無許可営業違反

風俗営業の許可を得ずに、店員がお客さんに接待行為をしている場合は、風適法違反です。

■主な接待行為

- 店員が客の隣に座り、長い間楽しませるような会話をし、お酌をしたり水割りを作ったりする。
- 客の隣に座らず、カウンター越しに継続して談笑をする。
- 隣に座った客に対し、カラオケでの歌を勧め、その歌に対して拍手をし、褒め称える。またデュエットをする。
- 客と身体を密着させる、手を握る、客の口許まで食べ物を運ぶ。

■主な対象店舗

主に、クラブ・キャバレー・キャバクラ等ですが接待行為を行うガールズバー・スナックなども同様に対象となります。



名義貸し違反

風俗営業の許可は、そのお店の経営者名義で届出をすることになっています。経営者が他人名義で風俗営業の許可を取って営業した場合、その経営者も名義を貸した者も風適法違反になります。



未成年者・年少者に対する禁止行為

■18歳未満の入店・接待業務等の禁止

- ★18歳未満の年少者を客として入店させること。
- ★18歳未満の従業員に接待行為をさせること。
- ★18歳未満の従業員を午後10時から翌日午前6時までの時間に客に接する業務に従事させること。



■20歳未満の者への酒類又はタバコの提供禁止

こんなお店をご存じありませんか?

騒音等迷惑行為

風俗営業者又は、特定遊興飲食店営業者は、その営業を営むときは、客が大声や騒音を発したり、又は酒に酔って粗野・乱暴な言動をし、営業所の周辺で他人に迷惑を及ぼさないようにするための必要な措置を執らなければならない。



客引き行為の禁止

客引きをしたり、客引きをするため、道路その他公共の場所で、人の身边に立ちふさがり、又はつきまとうことは「禁止行為」に該当し、罰則が科せられます。



情報提供のお願い

風俗営業は、仕事や生活の疲れを癒やし、ストレスを解消して、人々に明日への活力を与える場、安全で安心して「くつろげる」、「楽しめる」、「遊べる」場であることが求められています。

人々にうるおいを与え、楽しみを提供する風俗営業の健全で適正な営業による良好な環境づくりのために「無許可営業」、「名義貸し営業」、「未成年者・年少者に対する禁止行為」、「深夜、客の騒音などの迷惑行為」、「客引き行為」などの違法行為・迷惑行為を行っているお店、また暴力団等の反社会勢力の関係者が出入りするお店の情報や相談を受け付けています。

情報提供・ご相談先

滋賀県風俗環境浄化協会

- 受付ダイヤル **077-525-6529**
- FAX番号 **077-525-6556**
- Eメールアドレス info@bouhan-shiga.or.jp